

「当面の医師確保対策（案）」に対する意見

1. C ② 中「また、卒業生が行政に勤務することによる修学資金返還義務免除について見直す。」を削除する。
2. 代わりに「卒業生が義務年限を明けても出身都道府県で地域医療に貢献できる方策を強化する。」を加える。

（理由）

1 について

- ・ そもそも、自治医大卒業生の配属は出身都道府県の人事政策に基づいて行われるべきものであり、特定の分野を除外する蓋然性はない。
- ・ また、臨床分野に従事する義務内卒業生においても、行政における定数で配属されている例もみられ、こうした事例との整合性を考慮する必要がある。
- ・ 自治医大卒業生が従事することが想定されている分野は政策医療に関する分野であり、「へき地支援機構専任担当者」のように、行政機構内部（若しくはそれと密接に関連した機関）の中で勤務することが想定されている分野も存在する。
- ・ 一方、卒業生の中で必ずしも臨床分野への適性が十分とはいえない者も存在し、そうした者の活躍の場として行政分野への登用も現実的な選択肢となっている。
- ・ 以上のことから、行政勤務による修学資金返還義務免除の見直しを不適當である。

2 について

義務年限明けの卒業生の取り扱いについて、現在26都道府県で「原則退職」ということになっている（自治医大調べ）。

自治医大卒業生の勤務期間を考慮すると義務年限期間よりも義務明け期間の方が3倍程度長く、義務年限が明けても地域で自治医大卒業生が活躍できるような適切な処遇の推進を図ることが必要ではないかと考えられる。